

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と市町村（乙1から乙150まで）（以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

（2）その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。

（2）丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第7条第1項及び第2項を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 高橋 はるみ 印

乙1 北海道函館市末広町5番14号
函館市下水道事業管理者 川越 英雄

乙2 北海道小樽市花園2丁目11番15号
小樽市公営企業管理者 水道局長 浅沼 敦

乙3 北海道旭川市上常磐町1丁目
旭川市水道事業管理者 木口 信正

乙4 北海道室蘭市寿町1丁目11番16号
室蘭市公営企業管理者 塩越 順一

乙5 北海道釧路市南大通2丁目1番121号
釧路市公営企業管理者 土屋 敬視

乙6 北海道帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市公営企業管理者 阿部 信一

乙7 北海道北見市桜町2丁目9番地1
北見市公営企業管理者 小林 敬里

乙8 北海道夕張市本町4丁目2番地
夕張市長 鈴木 直道

乙9 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市長 松野 哲

乙10 北海道網走市南6条東4丁目
網走市長 水谷 洋一

乙11 北海道留萌市幸町1丁目11番地
留萌市長 中西 俊司

乙12 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市下水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文

乙13 北海道稚内市中央3丁目13番15号
稚内市長 工藤 広

乙14 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市長 高橋 幹夫

乙15 北海道芦別市北1条東1丁目3番地
芦別市長 萩原 貢



乙16 北海道江別市萩ヶ岡1番地4
江別市水道事業管理者 佐藤 哲司

乙17 北海道赤平市泉町4丁目1番地
赤平市長 菊島 好孝

乙18 北海道紋別市幸町2丁目1番18号
紋別市下水道事業 紋別市長 宮川 良一

乙19 北海道士別市東6条4丁目1番地
士別市長 牧野 勇司

乙20 北海道名寄市大通南1丁目1番地
名寄市長 加藤 剛士

乙21 北海道三笠市幸町2番地
三笠市長 西城 賢策

乙22 北海道根室市常盤町2丁目27番地
根室市下水道事業 根室市長 長谷川 俊輔

乙23 北海道千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦

乙24 北海道滝川市大町1丁目2番15号
滝川市長 前田 康吉

乙25 北海道砂川市西6条北3丁目1番地
砂川市公共下水道管理者 砂川市長 善岡 雅文

乙26 北海道歌志内市字本町5番地
歌志内市長 村上 隆興

乙27 北海道深川市2条17番17号
深川市長 山下 貴史

乙28 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 能登 芳昭

乙29 北海道登別市中央町6丁目11番地
登別市長 小笠原 春一

乙30 北海道恵庭市京町1番地
恵庭市公営企業 恵庭市長 原田 裕

乙31 北海道伊達市鹿島町20番地1
伊達市長 菊谷 秀吉

乙32	北海道北広島市中央4丁目2番地1 北広島市長 上野 正三	乙48	北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1 寿都町長 片岡 春雄
乙33	北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市長 田岡 克介	乙49	北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 黒松内町長 鎌田 満
乙34	北海道北斗市中央1丁目3番10号 北斗市長 池田 達雄	乙50	北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地 二セコ町長 片山 健也
乙35	北海道石狩郡当別町白樺町58番地9 当別町長 宮司 正毅	乙51	北海道虻田郡真狩村字真狩118番地 真狩村長 佐々木 和晃
乙36	北海道上磯郡知内町字重内21番1号 知内町長 大野 幸孝	乙52	北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地 留寿都村長 場谷 常八
乙37	北海道上磯郡木古内町字本町218番地 木古内町長 大森 伊佐緒	乙53	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地 喜茂別町長 菅原 章嗣
乙38	北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号 七飯町長 中宮 安一	乙54	北海道虻田郡京極町字京極527番地 京極町下水道事業管理者 山崎 一雄
乙39	北海道茅部郡森町御幸町144番地1 森町水道事業管理者 梶谷 恵造	乙55	北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地 倶知安町長 西江 栄二
乙40	北海道二世郡八雲町住初町138番地 八雲町長 岩村 克詔	乙56	北海道共和町南幌似38番地の2 共和町長 山本 栄二
乙41	北海道山越郡長万部町字長万部453番地1 長万部町長 木幡 正志	乙57	北海道岩内郡岩内町高台134番地1 岩内町下水道事業 岩内町長 上岡 雄司
乙42	北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1 江差町長 照井 誉之介	乙58	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7 泊村長 牧野 浩臣
乙43	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地 上ノ国町長 工藤 昇	乙59	北海道古平郡古平町大字浜町40番地4 古平町長 貞村 英之
乙44	北海道爾志郡乙部町字緑町388番地 乙部町長 寺島 光一郎	乙60	北海道余市郡余市町朝日町26番地 余市町長 嶋 保
乙45	北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地 奥尻町長 新村 卓実	乙61	北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2 赤井川村長 赤松 宏
乙46	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1 今金町長 外崎 秀人	乙62	北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号 南幌町長 三好 富士夫
乙47	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1 せたな町長 高橋 貞光	乙63	北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地 奈井江町長 北 良治

乙64	北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10 上砂川町長 奥山 光一	乙80	北海道空知郡南富良野町字幾寅 南富良野町長 池部 彰
乙65	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号 長沼町長 戸川 雅光	乙81	北海道勇払郡占冠村字中央 占冠村長 田中 正治
乙66	北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町下水道事業 栗山町長 椿原 紀昭	乙82	北海道上川郡和寒町字西町120番地 和寒町長 奥山 盛
乙67	北海道浦臼町字ウラウスナイ183番地の15 浦臼町長 斉藤 純雄	乙83	北海道上川郡剣淵町仲町37番1号 剣淵町長 早坂 純夫
乙68	北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1 新十津川町長 熊田 義信	乙84	北海道上川郡下川町幸町63番地 下川町長 谷 一之
乙69	北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号 沼田町長 金平 嘉則	乙85	北海道中川郡美深町字西町18番地 美深町長 山口 信夫
乙70	北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号 鷹栖町長 谷 寿男	乙86	北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地 増毛町長 堀 雅志
乙71	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号 東神楽町長 山本 進	乙87	北海道留萌郡小平町字小平町216番地 小平町長 関 次雄
乙72	北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 当麻町長 菊川 健一	乙88	北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1 苫前町下水道事業管理者 苫前町長 森 利男
乙73	北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号 比布町長 村中 一徳	乙89	北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1 羽幌町長 駒井 久晃
乙74	北海道上川郡愛別町字本町179番地 愛別町長 前佛 秀幸	乙90	北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地 遠別町長 笹川 洸志
乙75	北海道上川郡上川町180番地 上川町長 佐藤 芳治	乙91	北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113 天塩町長 浅田 弘隆
乙76	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号 東川町長 松岡 市郎	乙92	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地 浜頓別町長 菅原 信男
乙77	北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町長 浜田 哲	乙93	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6 中頓別町長 小林 生吉
乙78	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号 上富良野町長 向山 富夫	乙94	北海道枝幸郡枝幸町本町432番地1 江差町長 村上 守継
乙79	北海道空知郡中富良野町本町9番1号 中富良野町長 木佐 剛三	乙95	北海道天塩郡豊富町大通り6丁目 豊富町下水道事業者 豊富町長 工藤 栄光

- 乙96 北海道礼文町
礼文町長 小野 徹
- 乙97 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町長 保野 洋一
- 乙98 北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地
利尻富士町長 田村 祥三
- 乙99 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地
幌延町長 野々村 仁
- 乙100 北海道網走郡美幌町東2条北2丁目25番地
美幌町長 土谷 耕治
- 乙101 北海道網走郡津別町字幸町41番地
津別町長 佐藤 多一
- 乙102 北海道斜里郡斜里町本町12番地
斜里町長 馬場 隆
- 乙103 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地
置戸町長 井上 久男
- 乙104 北海道常呂郡佐呂間町字永代3番地1
佐呂間町長 川根 章夫
- 乙105 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町長 佐々木 修一
- 乙106 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町長 石田 昭廣
- 乙107 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
滝上町長 長屋 栄一
- 乙108 北海道紋別郡興部町字興部710番地
興部町長 碓 一寿
- 乙109 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
西興部村長 菊池 博
- 乙110 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地
雄武町長 中川原 秀樹
- 乙111 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
大空町長 山下 英二
- 乙112 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地
豊浦町長 村井 洋一
- 乙113 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
白老公共下水道管理者 白老町長 戸田 安彦
- 乙114 北海道勇払郡厚真町京町120番地
厚真町長 宮坂 尚市朗
- 乙115 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地
洞爺湖町長 真屋 敏春
- 乙116 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町長 瀧 孝
- 乙117 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地
むかわ町長 竹中 喜之
- 乙118 北海道沙流郡日高門別本町210番地の1
日高町長 三輪 茂
- 乙119 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
新冠町長 鳴海 修司
- 乙120 北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
浦河町長 池田 拓
- 乙121 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
様似町長 坂下 一幸
- 乙122 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
幌泉郡えりも町長 大西 正紀
- 乙123 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
新ひだか町長 酒井 芳秀
- 乙124 北海道河東郡音更町元町2番地
音更町長 小野 信次
- 乙125 北海道河東郡士幌町字士幌225番地
士幌町 小林 康雄
- 乙126 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町長 竹中 貢
- 乙127 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
鹿追町長 吉田 弘志

乙128 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
新得町長 浜田 正利

乙129 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地
清水町長 阿部 一男

乙130 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
芽室町長 宮西 義憲

乙131 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地
中札内村下水道事業管理者 森田 匡彦

乙132 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地
更別村長 西山 猛

乙133 北海道広尾郡大樹町東本通33番地
大樹町長 酒森 正人

乙134 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1
広尾町長 村瀬 優

乙135 北海道中川郡幕別町本町130番地1
幕別町長 飯田 晴義

乙136 北海道池田町字西1条7丁目
池田町長 勝井 勝丸

乙137 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地
豊頃町長 宮口 孝

乙138 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町長 高橋 正夫

乙139 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
足寄町長 安久津 勝彦

乙140 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
陸別町長 野尻 秀隆

乙141 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6
浦幌町長 水澤 一廣

乙142 北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地
釧路町長 佐藤 広高

乙143 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
厚岸町長 若狭 靖

乙144 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1
浜中町長 松本 博

乙145 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
標茶町長 池田 裕二

乙146 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町長 徳永 哲雄

乙147 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
白糠町公共下水道管理者 白糠町長 棚野 孝夫

乙148 北海道野付郡別海町別海常磐町280番地
別海町長 曾根 興三

乙149 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町長 西村 穰

乙150 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町長 金澤 瑛

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司



災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目

（趣旨等）

第1 この実施細目は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第13条の第1項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、丙から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

（定義）

第2 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（復旧支援の対象施設）

第3 協定による復旧支援は、北海道内の下水道管路施設の復旧支援を主とする。なお、乙の行政区域内の集落排水施設等下水道類似施設の管路施設等が被災し、乙から丙に復旧支援の要請があった場合は、協定を準用することができるものとする。

（復旧支援の内容）

第4 丙が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災自治体から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）

（1）緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。

（2）緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。

（3）応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。

（4）一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。

（5）二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。

2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、丙は甲又は乙の指示に従うものとする。特に、甲又は乙から他の事業者等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

（甲の事務局を介して行う復旧支援の要請）

第5 甲又は乙は、第2に規定する災害発生時において、協定第2条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第2条及び第10条の規定により、甲又は乙の復旧支援要請窓口（甲の事務局）である北海道建設部まちづくり局都市環境課公園下水道担当課長（以下「公園下水道担当課長」）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第1）により要請することができるものとする。

2 前項の規定に基づき甲又は乙から要請を受けた公園下水道担当課長は、丙の窓口（丙の事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会北海道支部会長（以下「支部会長」という。）に対し、文書（様式第2）により速やかに復旧支援を要請するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難しい場合は、電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、この場合は事後において速やかに文書（様式第2）を提出するものとする。

（乙が自ら行う復旧支援の要請）

第6 乙は、第2に規定する災害発生時において、協定第2条に規定する復旧支援の実施を甲の事務局への要請なしに必要なと判断した場合は、協定第2条及び第10条の規定により、自ら支部会長に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第3）を提出

するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難しい場合は、電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、この場合は事後において速やかに文書（様式第3）を提出するものとする。

3 乙が前項の規定により要請したときは、公園下水道担当課長に対し、要請の内容を文書（様式第4）により報告するものとする。

（復旧支援に要する費用）

第7 甲又は乙は、第5の1項の規定に基づく復旧支援の業務を丙に要請したときは、支援内容を協議のうえ、遅滞なく丙と委託契約を締結するものとする。

2 費用の価格決定にあたっては、丙の具体的履行内容の確定後、積算根拠となる業務内訳書を甲又は乙に提出し、甲又は乙と協議して定める。業務終了後、丙は業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は丙の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

第8 丙が実施する復旧支援活動において、丙の協会会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、丙の協会員の労災保険より補償するものとする。

2 丙が実施する復旧支援活動において、甲、乙及び丙の責に帰さない理由により、第三者に損害を与えた場合、又は丙に損害が生じた場合は、丙は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び丙は協議して定めるものとする。

3 丙が実施した復旧支援活動において、瑕疵があった場合、甲又は乙は丙に修補を命ずることができる。

4 前項の請求は甲又は乙と丙が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び丙が協議して定めるものとする。

5 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、丙が自ら宿泊先を確保するものとする。

（復旧支援の終了報告）

第9 協定第5条第1項の規定による丙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。

（1）出勤場所及び出勤時間

（2）出勤人員

（3）使用した資機材

（4）その他必要な事項

（連絡窓口）

第10 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

（附則）

この実施細目は、平成30年3月23日から施行する。

様式第1 (実施細目第5関係)

第 号
平成 年 月 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課
公園下水道担当課長
(復旧支援協力に係る甲の事務局)

市町村長名 又は 下水道管理者名 印
(乙の番号)

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)

[Empty box for disaster status]

2 支援活動日時 (緊急の場合は想定内容を記載)

[Empty box for support activity date and time]

3 支援活動場所 (緊急の場合は概要を記載)

[Empty box for support activity location]

4 支援活動内容

[Empty box for support activity content]

5 要請担当者及び連絡先

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E-mail 公用：
E-mail 携帯：

6 その他

[Empty box for other information]

様式第2 (実施細目第5関係)

都環 第 号
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会
北海道支部 支部長 様
(復旧支援協力に係る丙の事務局)

北海道建設部まちづくり局都市環境課
公園下水道担当課長 印
(復旧支援協力に係る甲の事務局)

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援協力要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先

※複数の自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。
※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局の担当者

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E-mail 公用：
E-mail 携帯：

様式第3（実施細目第6関係）

第 号
平成 年 月 日

（公社）日本下水道管路管理業協会
北海道支部 支部長 様
（復旧支援協力に係る丙の事務局）

市町村長名 又は 下水道管理者名 印
（乙の番号）

復旧支援協力要請書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第6の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

4 支援活動内容

5 要請担当者及び連絡先

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E-mail 公用：
E-mail 携帯：

6 その他

様式第4（実施細目第6関係）

第 号
平成 年 月 日

北海道建設部まちづくり局都市環境課
公園下水道担当課長
（復旧支援協力に係る甲の事務局）

市町村長名 又は 下水道管理者名 印
（乙の番号）

復旧支援協力の要請報告書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第6の規定に基づき、次のとおり丙の事務局へ支援要請したことを報告します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

2 支援活動日時（緊急の場合は想定内容を記載）

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

4 支援活動内容

5 要請担当者及び連絡先

所属：
氏名：
固定電話：
携帯電話：
FAX：
E-mail 公用：
E-mail 携帯：

6 その他

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

北海道（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙150まで）（以下、乙1から乙150までを総称して「乙」という。）と一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成など甲又は乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）及び支援協力者のうち事務局となる会員（以下「事務局員」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、事務局員と技術支援に関する協議を行い、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

（費用）

第5条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲又は乙と丙及び業務実施者の三者による協議により、業務実施者を変更することができる。

3 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力

の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）

第8条 丙及び業務実施者は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動も併せて行う。

（労災及び損害補償など）

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、北海道建設部まちづくり局都市環境課とする。

（2）丙の事務局は、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会北海道支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

（4）連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲及び丙に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。

平成30年 3月23日

甲 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 高橋 はるみ



乙1 北海道函館市末広町5番14号
函館市下水道事業管理者 川越 英雄

乙2 北海道小樽市花園2丁目11番15号
小樽市公営企業管理者 水道局長 浅沼 敦

乙3 北海道旭川市上常磐町1丁目
旭川市水道事業管理者 木口 信正

乙4 北海道室蘭市寿町1丁目11番16号
室蘭市公営企業管理者 塩越 順一

乙5 北海道釧路市南大通2丁目1番121号
釧路市公営企業管理者 土屋 敬視

乙6 北海道帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市公営企業管理者 阿部 信一

乙7 北海道北見市桜町2丁目9番地1
北見市公営企業管理者 小林 敬里

乙8 北海道夕張市本町4丁目2番地
夕張市長 鈴木 直道

乙9 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市長 松野 哲

乙10 北海道網走市南6条東4丁目
網走市長 水谷 洋一

乙11 北海道留萌市幸町1丁目11番地
留萌市長 中西 俊司

乙12 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市下水道事業 苫小牧市長 岩倉 博文

乙13 北海道稚内市中央3丁目13番15号
稚内市長 工藤 広

乙14 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市長 高橋 幹夫

乙15 北海道芦別市北1条東1丁目3番地
芦別市長 萩原 貢

乙16 北海道江別市萩ヶ岡1番地4
江別市水道事業管理者 佐藤 哲司

乙17 北海道赤平市泉町4丁目1番地
赤平市長 菊島 好孝

乙18 北海道紋別市幸町2丁目1番18号
紋別市下水道事業 紋別市長 宮川 良一

乙19 北海道士別市東6条4丁目1番地
士別市長 牧野 勇司

乙20 北海道名寄市大通南1丁目1番地
名寄市長 加藤 剛士

乙21 北海道三笠市幸町2番地
三笠市長 西城 賢策

乙22 北海道根室市常盤町2丁目27番地
根室市下水道事業 根室市長 長谷川 俊輔

乙23 北海道千歳市東雲町2丁目34番地
千歳市公営企業管理者 牧野 敏彦

- | | | | |
|-----|--|-----|--------------------------------------|
| 乙24 | 北海道滝川市大町1丁目2番15号
滝川市長 前田 康吉 | 乙38 | 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号
七飯町長 中宮 安一 |
| 乙25 | 北海道砂川市西6条北3丁目1番地
砂川市公共下水道管理者 砂川市長 善岡 雅文 | 乙39 | 北海道茅部郡森町御幸町144番地1
森町水道事業管理者 梶谷 恵造 |
| 乙26 | 北海道歌志内市字本町5番地
歌志内市長 村上 隆興 | 乙40 | 北海道二世郡八雲町住初町138番地
八雲町長 岩村 克詔 |
| 乙27 | 北海道深川市2条17番17号
深川市長 山下 貴史 | 乙41 | 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1
長万部町長 木幡 正志 |
| 乙28 | 北海道富良野市弥生町1番1号
富良野市長 能登 芳昭 | 乙42 | 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1
江差町長 照井 誉之介 |
| 乙29 | 北海道登別市中央町6丁目11番地
登別市長 小笠原 春一 | 乙43 | 北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
上ノ国町長 工藤 昇 |
| 乙30 | 北海道恵庭市京町1番地
恵庭市公営企業 恵庭市長 原田 裕 | 乙44 | 北海道爾志郡乙部町字緑町388番地
乙部町長 寺島 光一郎 |
| 乙31 | 北海道伊達市鹿島町20番地1
伊達市長 菊谷 秀吉 | 乙45 | 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地
奥尻町長 新村 卓実 |
| 乙32 | 北海道北広島市中央4丁目2番地1
北広島市長 上野 正三 | 乙46 | 北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1
今金町長 外崎 秀人 |
| 乙33 | 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 田岡 克介 | 乙47 | 北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
せたな町長 高橋 貞光 |
| 乙34 | 北海道北斗市中央1丁目3番10号
北斗市長 池田 達雄 | 乙48 | 北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地1
寿都町長 片岡 春雄 |
| 乙35 | 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
当別町長 宮司 正毅 | 乙49 | 北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
黒松内町長 鎌田 満 |
| 乙36 | 北海道上磯郡知内町字重内21番1号
知内町長 大野 幸孝 | 乙50 | 北海道虻田郡二セコ町字富士見47番地
二セコ町長 片山 健也 |
| 乙37 | 北海道上磯郡木古内町字本町218番地
木古内町長 大森 伊佐緒 | 乙51 | 北海道虻田郡真狩村字真狩118番地
真狩村長 佐々木 和見 |

乙52 北海道虻田郡留寿都村字留寿都175番地
留寿都村長 場谷 常八

乙53 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地
喜茂別町長 菅原 章嗣

乙54 北海道虻田郡京極町字京極527番地
京極町下水道事業管理者 山崎 一雄

乙55 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
倶知安町長 西江 栄二

乙56 北海道共和町南幌似38番地の2
共和町長 山本 栄二

乙57 北海道岩内郡岩内町高台134番地1
岩内町下水道事業 岩内町長 上岡 雄司

乙58 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7
泊村長 牧野 浩臣

乙59 北海道古平郡古平町大字浜町40番地4
古平町長 貞村 英之

乙60 北海道余市郡余市町朝日町26番地
余市町長 嶋 保

乙61 北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地2
赤井川村長 赤松 宏

乙62 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
南幌町長 三好 富士夫

乙63 北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地
奈井江町長 北 良治

乙64 北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10
上砂川町長 奥山 光一

乙65 北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
長沼町長 戸川 雅光

乙66 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
栗山町下水道事業 栗山町長 椿原 紀昭

乙67 北海道浦臼町字ウラウスナイ183番地の15
浦臼町長 斉藤 純雄

乙68 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
新十津川町長 熊田 義信

乙69 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
沼田町長 金平 嘉則

乙70 北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
鷹栖町長 谷 寿男

乙71 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
東神楽町長 山本 進

乙72 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号
当麻町長 菊川 健一

乙73 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
比布町長 村中 一徳

乙74 北海道上川郡愛別町字本町179番地
愛別町長 前佛 秀幸

乙75 北海道上川郡上川町180番地
上川町長 佐藤 芳治

乙76 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
東川町長 松岡 市郎

乙77 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
美瑛町長 浜田 哲

乙78 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
上富良野町長 向山 富夫

乙79 北海道空知郡中富良野町本町9番1号
中富良野町長 木佐 剛三

- 乙80 北海道空知郡南富良野町字幾寅
南富良野町長 池部 彰
- 乙81 北海道勇払郡占冠村字中央
占冠村長 田中 正治
- 乙82 北海道上川郡和寒町字西町120番地
和寒町長 奥山 盛
- 乙83 北海道上川郡剣淵町仲町37番1号
剣淵町長 早坂 純夫
- 乙84 北海道上川郡下川町幸町63番地
下川町長 谷 一之
- 乙85 北海道中川郡美深町字西町18番地
美深町長 山口 信夫
- 乙86 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町長 堀 雅志
- 乙87 北海道留萌郡小平町字小平町216番地
小平町長 関 次雄
- 乙88 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1
苫前町下水道事業管理者 苫前町長 森 利男
- 乙89 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1
羽幌町長 駒井 久晃
- 乙90 北海道天塩郡遠別町字本町3丁目37番地
遠別町長 笹川 洸志
- 乙91 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113
天塩町長 浅田 弘隆
- 乙92 北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
浜頓別町長 菅原 信男
- 乙93 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
中頓別町長 小林 生吉
- 乙94 北海道枝幸郡枝幸町本町432番地1
江差町長 村上 守継
- 乙95 北海道天塩郡豊富町大通り6丁目
豊富町下水道事業者 豊富町長 工藤 栄光
- 乙96 北海道礼文町
礼文町長 小野 徹
- 乙97 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町長 保野 洋一
- 乙98 北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地
利尻富士町長 田村 祥三
- 乙99 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地
幌延町長 野々村 仁
- 乙100 北海道網走郡美幌町東2条北2丁目25番地
美幌町長 土谷 耕治
- 乙101 北海道網走郡津別町字幸町41番地
津別町長 佐藤 多一
- 乙102 北海道斜里郡斜里町本町12番地
斜里町長 馬場 隆
- 乙103 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地
置戸町長 井上 久男
- 乙104 北海道常呂郡佐呂間町字永代3番地1
佐呂間町長 川根 章夫
- 乙105 北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1
遠軽町長 佐々木 修一
- 乙106 北海道紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町長 石田 昭廣
- 乙107 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
滝上町長 長屋 栄一

- 乙108 北海道紋別郡興部町字興部710番地
興部町長 碓 一寿
- 乙109 北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
西興部村長 菊池 博
- 乙110 北海道紋別郡雄武町字雄武700番地
雄武町長 中川原 秀樹
- 乙111 北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
大空町長 山下 英二
- 乙112 北海道虻田郡豊浦町字船見町10番地
豊浦町長 村井 洋一
- 乙113 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
白老公共下水道管理者 白老町長 戸田 安彦
- 乙114 北海道勇払郡厚真町京町120番地
厚真町長 宮坂 尚市朗
- 乙115 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地
洞爺湖町長 真屋 敏春
- 乙116 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町長 瀧 孝
- 乙117 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地
むかわ町長 竹中 喜之
- 乙118 北海道沙流郡日高門別本町210番地の1
日高町長 三輪 茂
- 乙119 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
新冠町長 鳴海 修司
- 乙120 北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
浦河町長 池田 拓
- 乙121 北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
様似町長 坂下 一幸
- 乙122 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
幌泉郡えりも町長 大西 正紀
- 乙123 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
新ひだか町長 酒井 芳秀
- 乙124 北海道河東郡音更町元町2番地
音更町長 小野 信次
- 乙125 北海道河東郡士幌町字士幌225番地
士幌町 小林 康雄
- 乙126 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町長 竹中 貢
- 乙127 北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
鹿追町長 吉田 弘志
- 乙128 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
新得町長 浜田 正利
- 乙129 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地
清水町長 阿部 一男
- 乙130 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
芽室町長 宮西 義憲
- 乙131 北海道河西郡中札内村大通南2丁目3番地
中札内村下水道事業管理者 森田 匡彦
- 乙132 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地
更別村長 西山 猛
- 乙133 北海道広尾郡大樹町東本通33番地
大樹町長 酒森 正人
- 乙134 北海道広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1
広尾町長 村瀬 優
- 乙135 北海道上川郡幕別町本町130番地1
幕別町長 飯田 晴義

- 乙136 北海道池田町字西1条7丁目
池田町長 勝井 勝丸
- 乙137 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地
豊頃町長 宮口 孝
- 乙138 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町長 高橋 正夫
- 乙139 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
足寄町長 安久津 勝彦
- 乙140 北海道足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地
陸別町長 野尻 秀隆
- 乙141 北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6
浦幌町長 水澤 一廣
- 乙142 北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地
釧路町長 佐藤 広高
- 乙143 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地
厚岸町長 若狭 靖
- 乙144 北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1
浜中町長 松本 博
- 乙145 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
標茶町長 池田 裕二
- 乙146 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町長 徳永 哲雄
- 乙147 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
白糠町公共下水道管理者 白糠町長 棚野 孝夫
- 乙148 北海道野付郡別海町別海常磐町280番地
別海町長 曾根 興三
- 乙149 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町長 西村 穰

乙150 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
標津町長 金澤 瑛

丙 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号
一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
北海道支部長 佐藤 謙二

